

○みやこ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年9月28日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲

げる事務及び町長又はみやこ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。

附 則（令和2年12月18日条例第56号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和3年6月15日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月27日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、同条に2号を加える改正規定及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成18年みやこ町条例第128号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	みやこ町子ども医療費の支給に関する条例（平成18年みやこ町条例第129号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	みやこ町青少年医療費の支給に関する条例（平成18年みやこ町条例第130号）による青少年医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	みやこ町重度障がい者医療費の支給に関する条例（平成18年みやこ町条例第134号）による重度障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項の地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による経済的理由によって就学が困難と認められる者の同法第16条に規定する保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情

	<p>給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給及び被保険者等の資格に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)</p> <p>(5) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p>
<p>2 町長</p>	<p>みやこ町子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であつ</p>	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

	て規則で定めるもの	
3 町長	みやこ町青少年医療費の支給に関する条例による青少年医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	みやこ町重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの (6) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項の地域生活支援事業の実施に	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

関する事務であつて規則で定めるもの	(5) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの
-------------------	-------------------------